

○名寄地区衛生施設事務組合公印規程

(昭和56年2月1日訓令第2号)

改正	昭和58年4月1日訓令第5号	昭和60年8月7日訓令第1号
	平成11年4月1日訓令第2号	平成18年3月27日訓令第1号
	平成19年3月12日訓令第1号	平成29年6月9日訓令第3号
		令和2年4月23日訓令第1号

(趣旨)

第1条 管理者の事務部局における公印の制定、廃止、管守及び使用については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(公印の種類)

第2条 公印は、職印1種とし、次に掲げるとおりとする。

職印

- | | | |
|---------------|-----------------|-----------|
| (1) 管理者印 | (5) 会計管理者印 | (9) 監査委員印 |
| (2) 管理者職務代理者印 | (6) 会計管理者職務代理者印 | |
| (3) 議会議長印 | (7) 副管理者印 | |
| (4) 議会副議長印 | (8) 議会運営委員会委員長印 | |

2 前項に掲げるもののほか、必要な公印を置くことができる。

(ひな形及び寸法並びに管守者)

第3条 公印のひな形及び寸法並びに管守者は、別表のとおりとする。

(管守)

第4条 公印の管守は、管守者がその責任に任ずる。

2 管守者は、公印を慎重に取扱い盗難、不正使用等のないよう常に最善の注意をもって管守しなければならない。

(公印の調製、改刻又は廃止)

第5条 公印の調製、改刻又は廃止に関しては、事務局長が総括する。

2 公印を使用するときは、押そうとする文書を公印の管守者に提示し、審査を受けた後でなければならない。

附 則 (昭和56年2月1日 訓令第2号)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に使用中の公印は、この訓令により調製したものと見なす。

附 則 (昭和58年4月1日 訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年8月7日 訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和60年8月7日から適用する。

附 則 (平成11年4月1日 訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月27日 訓令第1号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 （平成19年3月12日 訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年6月9日 訓令第3号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 （令和2年4月23日 訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係） 公印のひな形及び寸法並びに管守者

第1 ひな形

北海道名寄地区衛生施設事務組合 管理者之印	名寄地区衛生施設事務組合 管理者職務代理者之印	北海道名寄地区衛生施設事務組合 議会議長之印	北海道名寄地区衛生施設事務組合 副議長之印
名寄地区衛生施設事務組合 管理者之印	名寄地区衛生施設事務組合 會計管理者職務代理者之印	名寄地区衛生施設事務組合 副管理者之印	名寄地区衛生施設事務組合 委員會長之印
名寄地区衛生施設事務組合 監査委員之印			

第2 寸法並びに管守者

公印の種類	形状	寸法	書体	管守者
管理者之印	正方形	18mm	適宜	総務課長
管理者職務代理者之印	正方形	18mm	適宜	総務課長
議会議長之印	正方形	18mm	適宜	総務課長
議会副議長之印	正方形	18mm	適宜	総務課長
會計管理者之印	正方形	18mm	適宜	會計課長
會計管理者職務代理者之印	正方形	18mm	適宜	會計課長
副管理者之印	正方形	18mm	適宜	総務課長
議会運営委員会委員長之印	正方形	18mm	適宜	総務課長
監査委員之印	正方形	18mm	適宜	監査事務局長